

平成27年6月10日

販売店会員各位

(株)エナジックInt グローバル営業本部
本部長 北岸逞男
(株)エナジック コンプライアンス担当
執行役員 陣内慎一

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素の販売店活動に尽力頂いていますこと、心から御礼申し上げます。

さて、皆様もすでにご承知のとおり、今までにも又昨年も多くの会社が行政処分を受けて指導改善または営業活動停止になった等の摘発事例は後を絶ちません。

そのような状況下、弊社も一部の販売店の行為ではありますが、一昨年から本年春までに各地の「消費生活センター」へ特商法に抵触するような苦情相談が持ち込まれていました。

5月7日付け消費者庁から「特商法に違反するおそれのある営業方法の見直しについて」との事前通達を受けました。当面のところ「行政からの立ち入り検査」や「行政処分」には至りませんが、再三苦情相談が続くと処罰対象となり、全販売店の活動が停止処分になることは明白であります。

従いまして、販売店様のコンプライアンス体制を強化するためにも、営業本部は運営体制を修正し「申込の各種書類・販売店規約・概要書面・コンプライアンス遵守事項」の修正変更を行いました。

つきましては、6月度から下記の通り実施しますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

1、登録に際しては、従前の「愛用者・販売店会員登録申請書」の一体型から下記のとおり

購入だけの「愛用者」と、ビジネス活動の「販売店会員」を明確に区分けします。

- ①商品購入申込書（愛用者・販売店）全員対象
- ②販売店会員登録申請書(ビジネス活動希望者のみ)
- ③登録申告書(ビジネス活動希望者のみ)
- ④身分証明書コピー
- ⑤コンプライアンスセミナー受講後販売店登録

2、商品購入方法

- ①現金(振込み・代引き)★申込者からの預かり代払いは厳禁とします
- ②カード(一括または複数回払い)
- ③ショッピングクレジット(タイヘイクレジット6回～48回払い)
- ④エナジックペイメント(カード決済のみ、コンビニ払いは4月で終了)

- 3、「愛用者」登録コードのお知らせは「契約内容を明らかにする書面」と一緒に申込商品に同梱して配達します。(愛用者コードでは紹介されてもマージン発生はありません)
- 4、「販売店会員コード」は販売店会員として正式に登録後、「エナジック販売店規約」と「コンプライアンス遵守事項」を同封して別便にて発送します。
(販売店会員コードが発行されないと、ビジネス活動はできなくマージンも発生しません)
- 5、「特商法・薬事法」に定められた違反行為、販売店規約第9条10条の禁止事項に該当した場合は、販売店規約第5条に定めているとおり厳重処分を行います。
処分内容方法については、本人通達はもちろんのこと、ホームページWebなどを通じ実名入りで公表致します。
- ①該当販売店への対処
不適切な行為が発覚した場合は、1～3ヶ月の販売店活動の停止処分とします。
尚、改善がなき場合は資格停止処分とします。
- ②該当販売店の上位販売店への対処(奨励金対象販売店)
上位の指導販売店は1～3ヶ月の奨励金及びボーナスコミッションを停止処分とします。
- 6、変更した下記書類一式を同封しますので、差し替えてご利用ください。
傘下販売店様への連絡ご指導も併せてお願い申し上げます。
尚、EnagicJapanエナジック販売店公式ホームページ(www.enagic.org)にもPDFにて掲載していますのでダウンロード、プリントして活用ください。

記

商品購入申込書
販売店登録申請書
登録申告書
エナジック販売店規約
コンプライアンスの徹底について
概要書面

以上